（第二種郵便物認可）　昭和十七年一月二十九日（木曜日）　臺灣日日新報　第一万五千四十九號　（一）

二路分進態勢をとり 新嘉坡五十粁に肉薄

東西中央轡を並べて

【マレー戰線○○二十八日發同盟】皇軍のシンガポール攻撃態勢はジョホール・バルを起點として約九十度の角度に開く東西兩岸道路及び中央縱貫街道と三路上をそれ〳〵約五十粁精鋭轡を並べて三路分進態勢を執りつつ潰亂する敵諸集團に新增援部隊を加へた約四萬の英軍を包圍してジョホール・バル及びシンガポール要塞に向つて怒濤の如き猛進撃を敢行、早くも潰走敵集團の殿り部隊に迫らんとしてゐる、斯くて戰場は幅十米に滿たぬラフファルト路上を時々刻々と南方に移動してゐるが最前線よりの報告に依れば三道路上共銃聲と續く敵輕戰車、貨車、迫撃砲、重輕機が或は黑焦げとなり或と目茶々々にへし曲つて散亂し又は背後より致命傷を負つた英人部隊の死體が到る處の路面を血塗り沿線敵施設は次から次へと黑煙を吹き上げてゐる

敵マレー主力部隊 新嘉坡島に集結か

【マレー戰線○○二十八日發同盟】我が猛烈なる攻撃に壓マレー方面よりする時々刻々の猛烈なる壓マレー方面よりの敵の退路が注目を集めつつあるものがある、シンガポール方面よりする敵の退路を行くべく準備したもの如くである

バリックパパン完全占領

【東京發同盟至急報】大本營發表（二十八日午前十一時三十分）―帝國陸軍部隊は一月二十五日午前一時蘭領ボルネオ島バリックパパンを完全に占領し、引續き殘敵を掃蕩中にして敵は逐次我が軍に投降しつつあり

陸鷲、蘭貢を夜間爆撃

【○○基地二十八日發同盟】陸軍の戰爆隊は二十七日午後（日本時間）その主力を以てランゴン港内に於いて敵艦四隻、大艦船五、商船六、其他數隻を撃沈破し、この日夜に入り更に敵機四十屠る

一日で敵機四十屠る

我が陸鷲の大戰果

新嘉坡空軍全滅に瀕す

【○○基地二十八日發同盟】敵の新嘉坡飛行場に對しては、この日午前十時（日本時間）以來、陸鷲の精鋭隊が數次に亘り波狀的に攻撃を加へ、敵機に對し徹底的打撃を與へたが、この日午後に入つても尚ほ殘敵掃蕩のため、陸鷲の精鋭隊が新たに出撃した

英軍の打撃は甚大

【東京發同盟】帝國陸軍航空部隊がシンガポール攻撃に參加してマレー、ビルマ英空軍に對して與へた打撃は實に甚大なるものがあり、シンガポール空襲に參加した或る將校は「我が方の攻撃は實に徹底的であつた、これは先般蘭印攻略に當つた經驗が大いに役立つたものである、シンガポールは全く滅茶苦茶に叩かれ目下シンガポールは全く滅茶苦茶に叩かれ目下シンガポールは全く滅茶苦茶に叩かれ目下

紅いカンナの葉蔭に生々しい敵屍散見

皇軍シンガポール街道驀進

【マレー前線○○二七日發同盟】英軍がシンガポール州中部最後の防衛線クルアンヒルイム線に立籠もるや、シンガポール攻略の皇軍は同線に對し一擧に決戰を挑むべく、二十六日午前○時を期し一齊に攻撃を開始した、皇軍の攻撃は實に凄まじく、敵は遮二無二逃げ出すといふ有樣で、二十五日朝までに約二〇〇の屍體を遺棄して敗走した、皇軍は敵の退路を遮斷しようと、クルアン地區に向つて急追撃を開始した、敵は退却に當つて、ゴム林に火を放ち、ゴム園を焼き拂つて行くので、ゴム園は一面の火の海と化し、その中を皇軍は敵を追撃してゐるのである、

【マレー前線○○二七日發同盟】英軍がシンガポール州中部最後の防衛線クルアンヒルイム線に立籠もるや、シンガポール攻略の皇軍は同線に對し一擧に決戰を挑むべく、二十六日午前○時を期し一齊に攻撃を開始した、皇軍の攻撃は實に凄まじく、敵は遮二無二逃げ出すといふ有樣で、二十五日朝までに約二〇〇の屍體を遺棄して敗走した、皇軍は敵の退路を遮斷しようと、クルアン地區に向つて急追撃を開始した、敵は退却に當つて、ゴム林に火を放ち、ゴム園を焼き拂つて行くので、ゴム園は一面の火の海と化し、その中を皇軍は敵を追撃してゐるのである、

屍・南海に薫る

田中部隊名譽の戰死者

田中部隊名譽の戰死者左記の通り（陸軍省發表）

陸軍上等兵　池田一夫（佐賀縣藤津郡鹿島町）
陸軍一等兵　元田　榮（熊本縣玉名郡玉名町）
陸軍上等兵　西　均（熊本縣玉名郡玉名町）
陸軍上等兵　平尾一之（熊本縣玉名郡玉名町）
陸軍上等兵　永嶺　實（佐賀縣神崎郡大和村）
陸軍一等兵　吉田　秀（大分縣南海部郡八幡村）
陸軍一等兵　柴田　勝（鹿兒島縣姶良郡牧園村）
陸軍上等兵　山口　久義（鹿兒島縣姶良郡國分町）
陸軍上等兵　石田　松美（鹿兒島縣出水郡高尾野村）

西均上等兵戰死

大陸各地轉戰の古つはもの

西均上等兵戰死

兄の身代りになつて働く

更に父を失ふ

野口伍長一家

【野口部隊發】野口部隊の戰死を遂げた田中部隊所屬野口伍長は熊本縣玉名郡大浜村地福江出の八男坊で山奥の男ばかりの家に育つた、昭和十二年野口伍長の長兄は北支戰線で戰死、次兄は昭和十年の演習中に殉職、三兄は現在中支の第一線で奮戰中であつたが會ひは勿論一通の音信もなく、一家の心配は一通ならず、殊に母親は心痛のあまり病床に呻吟する有樣であつた、伍長は自分で日本橋通りに出て、兄の戰死を聞いて驚き、取るものも取敢ず歸郷したが、母親は既に病床に就いて居り、伍長の顏を見ると、「兄さんの身代りになつて働いてくれ」と言ひ殘して、次の日から口も利けなくなつた、伍長は母親の枕元で「兄さんの分まで働くから安心して呉れ」と言ひ聞かせたが、母親は「父さんの敵を討つてくれ」と言ひ殘して、遂に父の後を追つて逝つた、伍長は兄の戰死を聞いて、「兄さんの敵を討つまでは」と思ひ、「私も必ず後から行くから」と言つて出征したが、母親の死に際しては、「兄さんの分まで働くから

臺灣日日新報 第一萬五千四百九十九號 (一)
(第二種郵便物認可) 大正十一年(一九二二)三月五日第三種郵便物認可 昭和十七年十二月九日(水曜日)

臺灣日日新報

日刊夕六頁共

敵の抵抗線一擊潰滅
忽ちレンガムを占領
新嘉坡街道疾風の追撃戰

【マレー戰線○○二十八日發同盟】要衝クルアンを奪取後マレー縱貫鐵道に沿ひ南下猛進撃を續行中の中部進撃○○部隊はクルアン東南二十粁レンガム近郊の抵抗線を一擊忽ちこれを潰滅して二十七日午後四時十五分レンガムを占領更にシンガポール街道を疾風の追撃戰を續行中で二十八日朝現在我が先鋒部隊よりシンガポールへは○○キロである

ジョホールバル迄
五停車場殘すのみ
我が精鋭の意氣衝天

【マレー前線○○二十八日發同盟】クルアンに於いて最後の抵抗を試みて破れた英軍は防衛線を全面的に放棄したものの如く二十七日以來總退却を開始、これを中央縱貫路に沿つて猛追する我が精鋭の意氣物凄くタヨホールバールまではスデナク、クライ、サレン、スナイ、ケンパスの五停車場を殘すのみとなつた

バランガの堅壘に
今や日章旗飜る
全比軍大混亂に陷る

【ルソン島○○二十八日發同盟】バランガから西海岸に至る敵は既に我が精鋭部隊の包圍下に陷り殘敵は僅かに山岳地帶に潰走したものであるが、既にこれが殲滅は時間の問題であり、勝つてこれが殲滅に當つた我が精鋭部隊は二十七日バランガ州の州都所在地人口一萬二千を目指す南岸のバタック に進出、更にバタアン半島の要衝であるが如き敵の主要根據地バタアン半島の主要地マリベレスに對しても攻撃の手を伸ばしてゐる

大東亞全體を狙ひ
食糧政策の施策
衆院豫算總會 井野農相の答辯

【東京發同盟】二十八日午後の衆議院豫算總會では、勝川榮四郎氏(無同)、内海安吉氏(翼同)、中野正剛氏(翼同)、三木武夫氏(翼同)、東方議員の質問に對し、井野農相、賀屋藏相、岩村法相、小泉鐵相、岸國務相、小林厚生相、藤原軍需相、八田農相、寺島拓相、青木内閣書記官長、安藤企劃院總裁、鈴木企畫院總裁、星農相、池本法制局長官、小山農

社說

南方開發と臺灣炭の使命

バンカー及輸出增勢に對應せよ

一

南方海域の開發に伴ひ重油の取扱數量が著しく增加の傾向を示してゐることは、既に屢〻指摘されてゐるところである。即ち南方共榮圏内での石油供給地は佛印を第一とし蘭印ボルネオ、スマトラ等これに次ぐものとされてゐるが、佛印は米作地帶であり、蘭印ボルネオ、スマトラ等は交通線遮斷の場合、我が國との關係が疎遠となるに伴ひ經濟的にも政治的にも次第に敵性を帶びるやうになり、從つて重油の供給地としては、先づ第一に南方共榮圏内の石炭地帶に求めねばならぬ。

二

中にもバンカーの供給は南方開發に關する諸問題の最大要件といへやう。バンカーの供給は南方開發の進展の程度に應じ增大の必要があるが、それが補填は從來の石炭輸出の減退分を補ふ程度では不十分であり、ましてや新たな需要を加へるとなれば一層の增産を必要とすることは言ふまでもない。從つて南方開發の進展に伴ひ重油の增大が要請されるに至つた今日、バンカーの增産は實に石炭增産の重要なる一環をなすものである。

三

バンカーの供給は南方開發に關する諸問題の最大要件といへやう。バンカーの供給は南方開發の進展の程度に應じ增大の必要があるが、それが補填は從來の石炭輸出の減退分を補ふ程度では不十分であり、ましてや新たな需要を加へるとなれば一層の增産を必要とすることは言ふまでもない。從つて南方開發の進展に伴ひ重油の增大が要請されるに至つた今日、バンカーの增産は實に石炭增産の重要なる一環をなすものである。

管理通貨制採用と戰後の世界經濟情勢

賀屋藏相理論的基礎闡明

【東京發同盟】二十七日の衆議院日銀法改正委員會において賀屋藏相は管理通貨制度採用の理論的根據並に日銀法との關係に關し要旨次の如く說明した。

一、管理通貨制度の採用を決行するか否かは「金」ではなく一國の總合經濟力であることは明かである。自力的な經濟組織より成る管理通貨制度採用の必要を痛感したが故に英國は金本位より離脱し、米國は金本位の形式を變じたが金本位より離脱したため經濟上の不安を生ずるといふ如きことにこれを結びつけるが如きは全く誤つた次第である。今回の臨時資金調整法並に日本銀行法改正は金本位に代るべき新しい通貨制度の採用を決行するものではなく、從來の金本位制度の下に於ける通貨制度の缺陷を補正し、その運用を適正ならしめんとするものである。

二、管理通貨制度の實現は未だ確定的ではないが若し將來これを採用するの場合は當然一般に指ひられる所と信ずるものであるが、而して歐米との關係が比較的疎遠となつた今日、東亞諸國との關係は從來に比し一層緊密となるべく從つてマレー、シンガポール等の諸地は經濟的關係上從來に比し一層重要性を加へるものと考へる。

三、通貨制度の採用は金本位より離脱し管理の形式を變じたが金本位より離脱したため經濟上の不安を生ずるといふ如きことにこれを結びつけるが如きは全く誤つた次第である。今回の臨時資金調整法並に日本銀行法改正は金本位に代るべき新しい通貨制度の採用を決行するものではなく、從來の金本位制度の下に於ける通貨制度の缺陷を補正し、その運用を適正ならしめんとするものである。

四、管理通貨制度の實現は未だ確定的ではないが若し將來これを採用するの場合は當然一般に指ひられる所と信ずるものであるが、而して歐米との關係が比較的疎遠となつた今日、東亞諸國との關係は從來に比し一層緊密となるべく從つてマレー、シンガポール等の諸地は經濟的關係上從來に比し一層重要性を加へるものと考へる。

五、管理通貨制度の採用は金本位より離脱し管理の形式を變じたが金本位より離脱したため經濟上の不安を生ずるといふ如きことにこれを結びつけるが如きは全く誤つた次第である。今回の臨時資金調整法並に日本銀行法改正は金本位に代るべき新しい通貨制度の採用を決行するものではなく、從來の金本位制度の下に於ける通貨制度の缺陷を補正し、その運用を適正ならしめんとするものである。

六、管理通貨制度の實現は未だ確定的ではないが若し將來これを採用するの場合は當然一般に指ひられる所と信ずるものであるが、而して歐米との關係が比較的疎遠となつた今日、東亞諸國との關係は從來に比し一層緊密となるべく從つてマレー、シンガポール等の諸地は經濟的關係上從來に比し一層重要性を加へるものと考へる。

經濟秩序維持安定

本島パイン工業界の動向

經濟總力發揮に綜合的調節

【東京發同盟】日本銀行法案中「日本銀行ハ左ニ掲グル業務ヲ營ムコトヲ得」として第一項に「金ノ賣買」とあるは「金及外國爲替ノ賣買」の誤植並びに同第二項の「金ノ賣買ニ關スル業務」とあるは「金及外國爲替ノ賣買ニ關スル業務」の誤植であるから、これを左の如く改正を加へた

「日本銀行ハ左ニ掲グル業務ヲ營ムコトヲ得

一、金及外國爲替ノ賣買

二、金及外國爲替ノ賣買ニ關スル業務」

檢査規則改正の要

補炭港早急實現へ

遞信部近く陸運能力檢討

重要事業場管理令制定

工場勞務者の轉職禁止

思想體育訓練も

【東京發同盟】政府は重要産業の勞務管理に關する法律案を今議會に提出すべく目下準備中であるが、その骨子は重要産業の工場、鑛山、運輸業等の勞務者の轉職を禁止し、これに思想訓練を施すことを主なる内容とするものである。

戰時金融金庫運營

大藏次官說明

いよいよ十九日開會の議會に提出の豫定である戰時金融金庫法案について、同法案の提案に關する第十九回帝國議會（昭和十六年）の說明書によると、同金庫は（イ）重要産業に對する長期資金の供給を圓滑ならしめるため、（ロ）生産力擴充に關する金融を確實ならしめるため、（ハ）國際經濟變動に伴ふ金融の調節を圓滑ならしめるため、（ニ）其の他國家經濟上必要ある場合に於ける金融を圓滑ならしめるため、設立されるものであるが、其の資本金は當初一億圓で、政府は必要ある場合には之を增加することが出來る。

大東亞の食糧對策

三浦農林次官當局の方針言明

【東京發同盟】二十八日午後の衆議院豫算委員會に於ける三浦農林次官の說明の要旨は次の如くである。

一、滿洲の粟は今年も豊作である。現在では粟は安全作物である。現在では自給自足に關しては何等心配はない。

二、過去の例にあつても米の不作と雜穀の豊作とは必ずしも伴はなかつたのであり、從つて米の不作が必ずしも粟の不作とは考へない。

三、滿洲の粟は從來日本內地に輸入されてゐたが、今後は滿洲內に於ける增產を計畫し、又北支、中支、南支に於ける雜穀の增產を計畫し、これが內地への輸送を圓滑ならしめる方針である。

四、米は國防的觀點から朝鮮、臺灣、滿洲と言ふ近い所から持つて來る方針である。

五、南方に對しては佛印、ビルマ、シンガポールの確保が目標に迫り、南方共榮圏の平和確保が喫緊の要務となつた今日、從來の如く南方の米に對する依存度を減じ、南方の米は出來る限り內地へ輸送することとなつた。

鋼材配給機構確立

臺灣鋼材會社本社に特別店廢止

臺灣鋼材會社本社に特別店を有する鋼材販賣業者は、從來臺灣內の販賣に關しては、同會社を通じ、自由販賣を認められてゐたが、今回臺灣鋼材會社本社に特別店を有する鋼材販賣業者は、從來臺灣內の販賣に關しては、同會社を通じ、自由販賣を認められてゐたが、今回臺灣鋼材會社本社に特別店を有する鋼材販賣業者は、從來臺灣內の販賣に關しては、同會社を通じ、自由販賣を認められてゐたが、今回臺灣鋼材會社本社に特別店を有する鋼材販賣業者は、從來臺灣內の販賣に關しては、同會社を通じ、

勞務調整令の解說

廿七日懇談會終る

勞務調整令に關する懇談會は廿七日午前十時より商工會議所會議室に於て開催、出席者は主務官廳側より山口勞務課長、加藤第四部長、技術者に關しては住谷技術課長、一般勞務者に關しては小泉勞務課長、其他關係官多數出席、先づ山口勞務課長より勞務調整令の大要、同施行規則の概要、技術者に關する勅令、同施行規則の概要、一般勞務者に關する勅令、同施行規則の概要、勞務調整令實施に關する注意事項等に關し說明があつて午後一時半散會した。

木炭の生産計畫

明年度八億四千七百萬貫

【東京發同盟】政府は燃料局を擴大して木炭の增產を圖ることとなつたが、昨十六年度の木炭の生產計畫は二千二百萬貫であつたが、今回十七年度の生產計畫は更に二千五百萬貫に增加することとなつた。

內地で砂糖增配

二月分六割乃至七割を

【東京發同盟】二月分の砂糖が大體乃至六割程度に增配される。從來は臺灣の糖業會社の原料甘蔗の收穫期である二月から四月にかけては製糖工場の修理期間に當てられてゐたが、今回は臺灣の製糖業者に對し、從來の修理期間を短縮して增產に努めるやう指導したので、二月分の砂糖配給は從來の六割乃至七割程度に增配されることになつた。

南方開發

指導者訓練問題の質疑應答

【東京發電話】大東亞建設の重要使命に鑑み南方各地域に於ける指導者の養成訓練に關して南方各地域に於ける指導者の養成訓練に關して南方各地域に於ける指導者の養成訓練に關して

輝く紀元節式典

聖徳を欽仰寶祚の無窮を壽ぎ奉り
挺身奉公の決意固めん

大東亞戰下 最初の節佳き

皇民奉公會では紀元二六〇二年の輝く紀元節を迎へるに當り左の如き奉祝要項を定めた

（一）奉祝日　二月十一日

（二）奉祝方法

一、當日は各戸一斉に國旗を掲揚すること

二、當日午前九時を「國民奉祝の時間」と定め全國民は左の方法に依り奉祝を行ふこと

イ、各家庭での他左所に於て天皇陛下の萬歳を三唱すること

ロ、市街庄に於ては所在官公署學校工場、銀行會社等に於ては奉祝式及び必要訓練を行ふこと

ハ、市街庄に於ては所在官公署學校の正門に於て國旗掲揚塔又は國旗掲揚柱を設け次の要領に依り奉祝の式典を擧行すること

（イ）國民儀禮の時間は午前九時とし國旗掲揚塔又は國旗掲揚柱に國旗を掲揚すること

（ロ）國民儀禮の時間は午前九時とし國旗掲揚塔又は國旗掲揚柱に國旗を掲揚すると共に必要訓練を行ふこと

ニ、國旗に於ては官庁並に元日祭には市街庄民はなるべく多數參列し必要訓練を行ふこと

三、官公衙、學校、銀行、會社、工場、鑛山等に於ては奉祝式及び必要訓練を行ふこと

（三）奉祝に關する注意

一、國旗は正確のものを用ふること

二、國旗を掲揚する場合は左の方法に依ること

イ、市街庄に於ては所在官公署學校の正門に於て國旗掲揚塔又は國旗掲揚柱に掲揚すること

ロ、官公衙、學校、銀行、會社、工場、鑛山等に於ては奉祝式及び必要訓練を行ふこと

三、奉祝上の注意

（一）本奉祝の意義を國民に徹底せしめ紀元二六〇二年紀元節の意義と皇軍の赫々たる戰果の上に築き給ふ皇國の大道に邁進すること

（二）國民儀禮の時間は官庁としては午前、サイン、鐘等は時間厳守し鳴れるあるを以て國民としてラヂオの放送に依るが國民各自其の時間を確認し眞にラヂオの國民儀禮なる場合も

（三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（二十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（三十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（四十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（五十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（六十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（七十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（八十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（九十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百二十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百三十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百四十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百五十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百六十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十二）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十三）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十四）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十五）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十六）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十七）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十八）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百七十九）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百八十）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹底の爲各々自己の責任に於て國旗を掲揚すること

（百八十一）奉祝の際に國旗を掲揚せること並に出來るものは國旗に關係ありながら掲揚しないことを戒めて前の趣旨徹

谷地線合成

聖戦完遂の心意気

正味六時間で全議案審議終了

決戦下の高雄州會終る

【高雄特電】昭和十七年度高雄州協議會は二十七日午前九時より州廳會議室に開會、正味六時間で全議案の審議を終了、午後四時閉會した、會議は終始緊張裡に行はれ、聖戦完遂の心意気に滿ちたものであつた

感謝電文

最後の臨時會議が大會開催により從來の慣例を破り州會議員の改選直前の大會議となる爲め、最後の會議を飾り出る意味で、州會議員一同より左の感謝電文を發した

【高雄特電】二十八日午後の高雄州會は、一、二七六、針ベス、三一七ガ、一、二一〇、ガソリン、三一七ガ、一、二一〇、水道附設、三一七ガ、一、二一〇、水道附設、三一七ガ、一、二一〇、水道附設